

被扶養者からはずれるときは どんなときですか？

被扶養者となっている方が就職して勤め先の健康保険に加入したり、収入が増えて被扶養者認定条件をはずれた場合は「健康保険被扶養者（異動）届」に健康保険証を添えて、速やかに事業所（健康保険担当部署）経由で異動届を健康保険組合に提出をしてください。

1 配偶者またはお子さんが就職したとき

あなたの扶養からはずれて、勤め先の医療保険に被保険者として加入します。

2 被扶養者であったお子さんが結婚して、結婚相手に扶養されるとき

あなたの扶養からはずれて、結婚相手の医療保険に被扶養者として加入します。

3 配偶者またはお子さんはが年収130万円（月額平均108,334円）を超えたとき

あなたの扶養からはずれて、国民健康保険または勤め先の医療保険に被保険者として加入します。

4 別居している扶養者への送金証明がないとき

被扶養者が、被保険者の送金により暮らしが成り立っていることの証明が必要です。被扶養者の収入額（年金等）以下の送金をしている場合は、生計維持関係が成り立っていないので認められません。あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。

5 扶養している親（60歳以上）の年収が180万円を超えたとき

あなたの扶養からはずれて、お住まいの国民健康保険などに被保険者として加入します。
再就職したり年金をもらうようになったり、不動産収入などがあるときは注意してください。

6 退職して、失業給付（日額3,562円以上※60歳以上は日額4,932円以上）を受給中のとき

7 被扶養者であった配偶者と離婚したとき

8 被扶養者が死亡したとき



健康保険被扶養者調査を実施いたします!!

昨年の秋の「健康保険被扶養者調査」では、ご協力をいただきましてありがとうございました。

今年も実施いたしますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。未提出の場合は資格を喪失することもあります。
※詳細につきましては、次号の「けんぽだより」にてお知らせいたします。

審査に必要な書類

お願い

◎パート・アルバイトをしている方は、給与明細全てを保管しておいてください。

◎別居家族の方への送金証明書は、全てを保管しておいてください。（手渡しは認められません）

●被扶養者に異動があったら

手 続 き

扶養から除く対象者の保険証(カード)を提出します。



被 扶 養 者 認 定 の 範 囲

配偶者(内縁を含む)、直系尊属(被保険者の父、母、祖父母、曾祖父母)、子、孫、弟、妹、被保険者と同居していれば三親等以内の親族、被保険者の配偶者(内縁配偶者含む)の父、母、子、内縁配偶者の父、母、子(配偶者、内縁配偶者死亡後も)



お 願 い

**被扶養者からはずれる人がいるとき、
被扶養者にしたい人がいるときは…**

5日以内に事業主経由で健康保険組合まで「被扶養者(異動)届」を提出してください。

詳 し く は

健康保険組合ホームページ「被扶養者からはずすとき」「被扶養者になるには」をご覧ください。

ホームページアドレス

<http://www.yokogawakenpo.or.jp>

保険料は皆さまからいただいた大切な財源です

健康保険組合被保険者のご家族が被扶養者として認定されると、その家族の保険料は徴収されず、被扶養者も被保険者と同様の医療給付や検診を受けることができます。

被扶養者の資格要件のないご家族を被扶養者としていることは他の被保険者に対して不公平となるばかりではなく、たとえ健康保険証が使われていなくても、健保加入者数(被保険者数と被扶養者数の合計)を基礎として算出される高齢者にかかる納付金(支援金)や「介護納付金」等の不要な負担増につながります。

高齢者医療制度への納付金等は、健保加入者(被保険者と被扶養者)1名につき、10～11万円の負担が生じます。

皆様よりお預かりをしております大切な保険料を適正に使うためにも、被扶養者の資格要件に該当しなくなった場合は、速やかに「健康保険被扶養者(異動)届」を提出いただきますようご協力お願いいたします。

お願い

現住所が変更になりましたら 健保組合に届出を!!

健保組合では、被保険者と被扶養者(本人・家族)全員の住所管理をおこなっています。

現住所が変更になりましたら、必ず「健康保険住所変更届」(健保HP掲載各種届出・申請書類)を事業主(会社)経由で健保組合へ提出願います。